職	種	定義・作業内容	
01 特 殊	作業員	相当程度の技能および高度の肉体的条件を	€有し、主とし
		て次に掲げる作業について主体的業務を行う	うもの
		a. 軽機械(道路交通法第84条に規定する遺	■転免許ならび
		に労働安全衛生法第61条第1項に規定する	5 免許、資格お
		よび技能講習の修了を必要とせず、運転お	および操作に比
		較的熟練を要しないもの)を運転または攅	操作して行う次
		の作業	
		イ.機械重量3t未満のブルドーザ・トラ	ラクタ(クロー
		ラ型)・バックホウ(クローラ型)・ト	- ラクタショベ
		ル(クローラ型)・レーキドーザ・タィ	(ヤドーザ等を
		運転または操作して行う土砂等の掘削、	積込みまたは
		運 搬	
		口.吊上げ重量1t未満のクローラクレ-	- ン、吊上げ重
		量 5 t未満のウインチ等を運転または摸	操作して行う資
		材等の運搬	
		八.機械重量3t未満の振動ローラ(自	走式)、ラン
		マ、タンパ等を運転または操作して行う	う土砂等の締固
		め	
		二.可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転	または操作し
		て行うコンクリートの練上げおよび打記	및
		ホ.ピックブレーカ等を運転または操作し	って行うコンク
		リート、舗装等のとりこわし	
		へ.動力草刈機を運転または操作して行う)機 械 除 草
		ト.ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等	ទ្ の運転または
		操作	
		b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の) 仕上げ
		c. ダム工事において、グリズリホッパ、ト	- リッパ付ベル
		トコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリー	- ン、二次・三
		次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備(調整ビン機械
		室)を運転または操作して行う骨材の製造	き、貯蔵または
		運 搬	
		d. コンクリートポンプ車の筒先作業	
		その他、相当程度の技能および高度の肉	体的条件を有
		し、各種作業について必要とされる主体的第	養務を行うもの

職種	定義・作業内容
02 普通作業員	普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの
	a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等
	b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等
	c. 人力による小規模な作業(たとえば、標識、境界ぐい
	等の設置)
	d. 人力による芝はり作業(公園等の苑地を築造する工事
	における芝はり作業について主体的業務を行うものを除
	(,)
	e. 人力による除草
	f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人
	力による木根、不良鉱物等の除去
	その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業
	について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽 作 業 員	主として人力による軽易な次の作業を行うもの
	a. 軽易な清掃または後片付け
	b. 公園等における草むしり
	c. 軽易な散水
	d. 現場内の軽易な小運搬
	e. 準備測量、出来高管理等の手伝い
	f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去
	g. 品質管理のための試験等の手伝い
	その他、各種作業において主として人力による軽易な補
	助作業を行うもの
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げ
	る作業について主体的業務を行うもの
	樹木の植栽または維持管理
	公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の
	作業
	a. 芝等の地被類の植付け
	b. 景石の据付け
	c. 地ごしらえ
	d. 園路または広場の築造
	e. 池または流れの築造
	f. 公園設備の設置

職	種	定義・作業内容
05 法	面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカ による法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕 上げ
06 ك	び エ	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等(コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く。) b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き(杭打機の運転を除く。) d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物(大型プロック、大型覆工板等)の捲揚げ、据付け等(クレーンの運転を除く。) f. 鉄骨材の捲揚げ(クレーンの運転を除く。)
07 石	I	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブロ	у ク エ	プロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、 張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等 の作業について主体的業務を行うもの(48建築ブロックエに 該当するものを除く。)

職	種	定義・作業内容
09 電	I	電気工事について相当程度の技能および必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの。 a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 第1種電気工事士第2種電気工事士認定電気工事が事者特殊電気工事資格者
10 鉄	筋工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンク リート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等 について主体的業務を行うもの
11 鉄	骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、 H . T . ボルト締めまたは建方および建方相番作業について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く。)
12 塗	装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、 塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業(塗装 のための下地処理を含む。)について主体的業務を行うもの (塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するも のおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く。)
13 溶	接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接(ガス圧接を含む。)または切断について主体的業務を行うもの(工場製作に従事するものを除く。)

職	種					定	亲	i i	•	作	<u> </u>	業	ſ	力	容						
14 運転	手(特殊)	重機	械 (主	とし	て;	道路	交	通	法第	84	1条	にき	見定	ं क	る	大	型 4	诗列	朱兌	色許
		また	は労	動:	安全	衛:	生法	第	61	条第	₹ 1	項	に	見定	す	る	免	許、	Ě	資 格	きも
		しく	は技	能	講習	の f	修了	'を	必	要と	: L	` 、	運	运お	ょ	び	操	作Ⅰ	こえ	热級	を
		要す	るも	。 の) の	運	転ま	よ	び	操作	こ	つ	11	て相	当	程	度	の i	支負	能を	有
		し、						-					作	して	行	う	次	に	喝!	ずる	作
		業に								-											
		а.			重量																
					・バ																
					ング	-	Ξ.	• •			٠.	. •	-	- -	• •		-				-
					ヤド																
			ツノ削、		レー					<i>x x</i>	/C	d f	栄 TF	. 0	<u> </u>	IJ.	ン.	⊥ 1).	ソモ	₹ V.	が出
		h	別、				. –	-	3, 5,7	<i>መ ተ</i>	, 1,	_	> / 3	生 署	(11	_	=	w.	–	. ,	,
		Б.	_ _ _ _ =																		
			吊上	•	-	-		-	-		-		-	-	•			•		_	•
			行う						0,	- '			,,,		; + 4	5	, _	10.	ж і	- C	, .
		С.	,, , ,						1	ヤロ	ı —	ラ		幾 械	重	量	3	t l	以	- σ) 振
			動口																		
			を運		-																
			固め																		
		d.		ン・	クリ	_	トフ	1 1	=	ッシ	・ヤ		ア.	スフ	ア	ル	۲	フ・	1 <u>-</u>	_ »	ラ
			ヤ等	を	運転	ま	たに	t 操	作	して	行	う	路间	面等	の	舗	装				
		е.	柼	打打	機を	運	転ま	た	は	操作	≣ し	τ	行·	う杭		矢	板	等(の扌	ŢŲ	ひみ
			また	は	引抜	ŧ															
		f.	路	面流	清 掃	車	(3	輪	式)、	除	雪	車	等の	運	転	ま	たし	ま 排	喿 作	Ē
		g.	=	ン	クリ	-	トォ	ιν	プ	車σ) 運	転	ま	たは	操	作	(筒	先化	乍業	ŧは
			除く)																	
15 運転	手(一般)	道路	交通	法	第84	条	に規	定	す	る道	転	免	許	(大	型	免	許	、 i	普证	鱼兒	許
		等)													作	し	τ	行	うど	欠に	掲
		げる																			
			資																		
		b.	ŧ							して	. 17F	業	を	エウ	散	水	卑	` ;	カ -	- 1	・レ
			一 ル			_				. –		_	, .	_ ,			πı	,		_	
		С.	機																		
			タシ			-				-											-
			等をは運		およ	ات	Id 13	₹TF	U	C 1.	つ		11ツョ	きい	加出	נוא	`	作 〕	△ 0	ナ み	12
		4	判別に		げ 声	景	1 +	#	港	の #	/	_	م ال	ו ל	_	٠,		h	- را	_ 、	/
		u.	置付																		
		٩	旦いア																		
		0.	て行						^		_	_		ے ۔	Æ	TU	~	ا ب	∵ 1:	~ II	J
		f.	路	-					式) σ.) 運	転	ま	た は	操	作					
						-	•		•		_	1	•			•					

び 内	加圧された密 び高度の肉体 内において土	的条件	を有		業に	つい	て相	4 把	度のはも	ua 1
17 潜かん世話役 加	11 圧された家		י הט י				たは	シー	ルド ()	
	し、潜かん工	事また	はシ	ール						
·	岩掘削作業にを有し、爆薬(坑内作業を)	およひ	がさく	岩機	を使	用す	る岩	石の	爆破掘削	
的	n 内 件 に が	、てマの部 込部ト主イ建、 機おン体ト込側 、よ	・なっと見 にびれ的お、壁 バびル業よ維部 ッ側	等務び持お テ壁のをさ、よ リ部	坑行く点び カ型内う岩検イ ーわ	にも機等ン 、くおのを バー機の	け 使 ー 関組 ・ 車立	主とする。	しなった。	こ掲げ 割 ト打 余去
21 トンネル世話役 ト	が が が が が が が が が が が が が が	等も業よド助 にのいい つりゅう いっこう はいいい こうしょう おいい おいい おいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい かいい	で い 材 (務)	おの搬気業に	る主 助 除 つい	とし 業務 。)	て人にお	カに ける・	よる次 各種作┊	こ掲げ ぱにつ

職	種				定	彰	i i i		ſ	乍	業		内	容						
22 橋りょ	う特殊工	橋 り て 次 の 。	に掲し	ずる 付	乍業るも	(I のを	場除	製く	作。	こ係) に	る つ	もい	のお て主	よ 体	び 的	工 [;] 業	場内務を	を行	おう	けも
		b. c.	ルのコははコ等のこれ	且立、 ノクリ ひ組ュ ノクリ	緊 ノー 立、 ノ	張、卜樣解化	横ま、ま	締た移た	め は 動	等 綱 橋 等	Ø	桁:	架設	ぉぉ	よで	びキ	桁架	只 設	用	仮
23 橋りょ	う塗装工	橋りょう、	水門	門扉等	等の	塗装	ŧ,	ケ	レ											
24 橋りょ	う世話役	橋り指導は															. ŧ	5 つ	ぱ	6
25 土木一	· 般 世 話 役	土木: 技術: (17)	を 有 l 潜 か <i>l</i>	ン、 ³ い世記	もっ 話役	ぱら 、2	指 1ト	導 ン	的 <i>t</i> ネ <i>j</i>	業は	務	を	行う	ŧ	の					
26 高 級	· 船 員	る水:)標長夫以、 面の準、長下29海 漁	いい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい 関 を アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	門る長坂面連第 第の。、長は絡3 5	長 操等、員条 条	た 長除面よよ よ	は 等くにびり り	統 (。含30指 指	舌 各)の替定 定責 会 る水さ さ	任 社 。送れ れ	者 が (気た た	を 俗 27員海 漁	いと通つ保の	、 し 船い全 区	次で員で区域	に 使 も域 内の の	引 8割引) がし 潜様の 水	る て 水)水 面	職い、
27 普 通	船 員	海面でむ。								-			i . 1	台角	沿等	· の	雑	船を	主合	À

聪	哉			種	į							定		義				作		業		内		容							
28	潜		水		±				克 許 え 圧																						
						;	替刀	K 暑	居 (潜	水	服	`	靴	`	カ	ブ	۲	`	朩	-	ス	等)	の	損	料	を	含	む	ر،
									上を				は	`	労	働	安	全	衛	生	法	第	6	1	条	に	規	定	す	る	免
29	潜	水	連	絡	員		ā.		生の替水																						
							o. o. li	ì	替水送赁	訯	備	の	故	障	等	に	ょ	IJ												直	ち
30	潜	水	送	気	員				くの					節	を	行	う	た	め	の	弁	ま	た	は	コ	ツ	ク	を	操	作	す
31	Щ	林	砂	防	I	業 けっ a	(Ξ る f a. j	と 学 ノ 捕 ノ 簡	度上業人般人簡そのし)力、力易の	てにに構にな	山従よ造よ索	間事る物る道	遠し崩の資、	か、壊築材足	く主地造の場	地との等積等	のし法 込の	急て切 み組	傾次、、立	斜に階運、	地揭段 搬架	まげ切、設	たる付 片、	は作け 付撤	狭業、け去	隘を土 等等	な行石	谷う	間 も	にの	お
32	軌		道		I	の i 的 i	肉業 a	本名 等き アギョ	事句を圣を内昕重しお条行機使に綜搬レ	件う械用修建配	をも(し正設列	有のタて保等し	し イレ守にて	ターすお、	主 ンルるい軽	と パの作て機	しー軌業、械	て、間・レ(次 ラ、 ータ	に ン高 ルイ	掲って低、タ	げー、マン	る、通りパ	作 パリ ラー	業り、ギ、	に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	つ レ面 バン	い ン性 ラマ	て チ等 ス	主等をト	体)限等

職	種	定義・作業内容
33 型	わ く I	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく(メタルフォームを含む。)の製作、組立、取付け、解体等(坑内作業を除く。) b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大	I	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋 内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左	官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配	管工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品(管等)の加工および装着 c. 電触防護
37 lt	つ り エ	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のは つり取り(はつり仕上げを除く。) b. 床または壁の穴あけ
38 防	水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板	金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、 屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金 属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの (46ダクトエに該当するものを除く。)
40 タ	イ ル I	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床 等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的 業務を行うもの

暗	鈛			種	i						定		義		•	1	乍	業	<u> </u>	内		容							
41	サ	ツ		シ	I	サッ 付 作															b	`	金	属	製	建	具	の	取
42	屋	根	ιΣι	き	I	屋もってく	ふて	き、	£	- 居	ł ßĭ	き	等	の <i>j</i>	屋	根,	ζı ε	き作	業	ま	た	は	ιζι	き	か	え	作	業	に
43	内		装		I	内ビうりける	・ル・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・ナー・	床: ド・ る (シー その 乍美	- ト つ他 きま	、 ,ボ た	カ ー は	ードブ	ペ等・ラ	ッ の i イ :	ト、 内 シ	装 ド、	オギ	- を -	リ床テ	ン、ン	グ 壁	、 ま	壁 た	紙は	、 天	せ 井	っに	こ 張
44	ガ	ラ		ス	I	ガラスは																			建	具	の	ガ	ラ
45	建		具		I	戸、 るも		、	卆 急	争の	木	製	建	具(の !	製亻	乍	• 加	ıΙ	及	び	取	付	作	業	ıc	従	事	す
46	ダ	ク		۲	I	金属作業																							付
47	保		温		I	建築等を															-				防	露路	`	断	熱
48	建	築ブ	П	ック	ı	建築ンク従事	IJ	_	トラ	ĴП	ッ	ク	`	レ	ン :	ガ钅	等(の積	上	げ	お	ょ	び	目	地	塗	作		
49	設	備	機	械	I	冷凍 重量 行う	機	のま																					
50	交	通 誃	5 4	算員	Α	警をあに二	う則事	。 第 する)で 1 条 る 3	ご、 条第 を通	交 [4 [誘	·通号 導	誘に	導 規 :	警定	備まする	業別	務 (交 通	警誘	備導	員警	等 備	の 業	検 務	定 を	等 い	にう	関。	व)
51	交	通該	5 ų	算員	В	警備する			の警	· 備	i員	で	`	交	通	誘導	-	員 A	以	. 外	の	交	通	o	誘	導	IC	従	事